

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二百五十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に改める。

第一百三十八条の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十三条 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第一百三十八条の二十二第二項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(農地法の一部改正)

第二百五十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条第八項中「使用貸借の解除をし」の下に「若しくは」を加え、「若しくは返還の請求をし」を削る。

第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「その受領を拒んだとき」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合

第十九条を次のように改める。

(農地法の一部改正)

第十九条削除

第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十四条 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る返還の請求については、前条の規定による改正後の農地法第七条第八項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

二 施行日前に登記をしてない賃貸借の目的である農地又は採草放牧地の売買契約が締結された場合は、前条の規定に係る契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

三 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る前条の規定による改正前の農地法第十九条の規定により読み替えて適用される旧民法第六百四条第一項に規定する賃貸借の存続期間については、なお従前の例による。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百五十五条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百五十六条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百五十七条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九十六条中「払いもどし」を「返戻し」に、「三年間これを行なわない」を「これらを行なう」に改める。

効力については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百四十七条の十三第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百五十八条(漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条中「払いもどし」を「返戻し」に、「三年間これを行なわない」を「これらを行なう」に改める。

効力については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百四十七条の十三第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十八条 施行日前に前条の規定による改正前の漁業災害補償法第一百四十七条の十三第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第二百五十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第二百六十条 農林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

(森林組合法の一部改正)

第二百六十三条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

(森林組合法の一部改正)

第二百六十四条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百六十五条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百六十六条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百六十七条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百六十八条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百六十九条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十二条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十三条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十四条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十五条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十六条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十七条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十八条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百七十九条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)

第二百八十条 森林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(森林中央金庫法の一部改正)